

# 佐伯市戦後五十年史(三)

## ― 敗戦後の諸改革 ―

矢野 彌生

(会員 佐伯市中山区)

〈前号〉

### 二 敗戦の社会的混乱

(一)米軍の進駐 (二)苦しい市民生活

(三)敗戦後の人口急増

### 三 農地改革

(一) 第一次農地改革

小作料の〈経済の民主化〉 敗戦後、わが国はGHQ

金納化(連合軍総指令部)の指令で、あらゆる面で民主化を進めなければならなかった。このなかで、財閥解体・農地改革・労使関係が主要な改革の柱であった。

実施された改革の多くは、GHQの指令によって始められた。しかし、農地改革だけは政府の自主的判断で手

がつけられた。

わが国の農村は、長い間寄生地主制のもとにおかれ、農民は高額の小作料に苦しみ、精神的にも圧迫されてきた。昭和二十年(一九四五)のGHQ声明は、この封建的土地所有関係が軍国主義の基盤であったとして、農地改革がさげられないことを暗示していた。

また、ひっ迫する食糧問題を解決するためには、土地制度を改革し、農民の生産意欲を高めることが先決で、政府部内にも自作農創設を支持する意見が強かった。さらに、当時進歩党指導者の一人であった松村謙三が、「うっかりやらずにおけば農村の方で騒ぎ出して、もつとひどいものになるだろう」(『昭和経済史への証言』)と、証言しているように農地改革は歴史の流れであり、放置すれば農村に暴動の起ころおそれもあった<sup>12)</sup>。

〈第一次農地改革の経過〉 第一次農地改革の経過を概観すると、次のとおりである。

一、昭和二十年十一月、農地調整法改正案を帝国議会に提出。同法の骨子は、

①不在村地主の全小作地と、在村地主の五町歩をこえる小作地を強制的に解放し、五年以内に約

百万町歩の小作地を解放する。

②小作料の低額金納化と耕作権の強化。

二、昭和二十年十二月九日、GHQは農地改革に関し  
て指令（農地解放令）。

三、昭和二十年十二月十八日、農地調整法改正案を議  
会で可決。

四、昭和二十一年二月「農地調整法」を改正して、第  
一次農地改革が始められた。

議会で可決された法案は地主に有利になるように修正  
されたもので、きわめて不十分なものであった。

このころ、小作地解放の動きに対応して、地主の小作  
地取り上げやヤミ売りが全国的に広がり、大分県内でも  
昭和二十年十一月から二十一年四月までの間に、小作地  
の八割に当たる二七〇〇町歩が自作地となっている。<sup>13)</sup>

〈連合国の対日理事会と農地改革〉 政府が改革案の作  
成に手間どっている間に、連合国の対日理事会（GHQ  
の諮問機関）で農地改革がとりあげられた。

小作地の全面解放を主張するソ連と、これに反対する  
アメリカとが鋭く対立したが、結局イギリスの妥協案が  
政府に勧告された。政府は昭和二十一年九月に、「自作

農創設特別措置法案」と、「農地調整法改正案」を議会  
に提出した。同年十月十一日、両法案は成立し、第二次  
農地改革が実施されることになった（『大分の歴史』第9  
巻）。

〈小作地の金納化にとどまる〉 政府の農地改革案は、  
GHQから解放令の趣旨に沿うものとは認められず、結  
局、第一次農地改正案は失敗に終わり、唯一小作料の金  
納化だけが実行されただけで、不徹底な改革に終わった。

(二) 第二次農地改革

自作農創設〈全国的な動向・改革の成果〉 一次改革  
の改革の反省に立って、当事者間の話し合い譲渡方  
式をあらため、国家による買上げ、売渡し方式をとり、  
不在地主の全貸付地と、一町歩（北海道は四町歩）以上の  
在村地主貸付地を対象とする強制買上げが実施された。

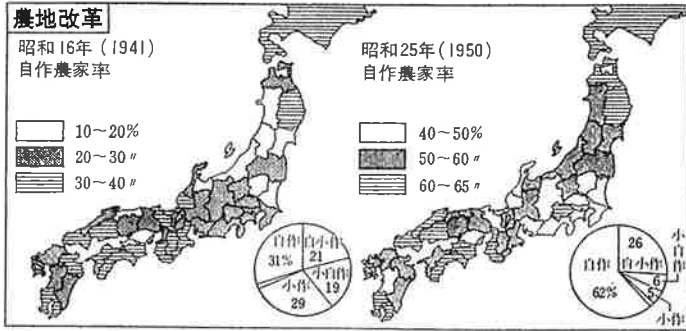
この結果、全国的にみると、約二六〇万町歩に達する  
全国小作地のうち、約二〇〇万町歩が解放されて、耕作  
者のものとなり、また、残存小作地の小作料は金納（田  
二十五畝以内・畑十五畝以内）と大幅に緩和されて、寄  
生地主制は壊滅的打撃をうけ、自作農創設の改革意図は

ほぼ実現した  
 (『新講日本史』)。

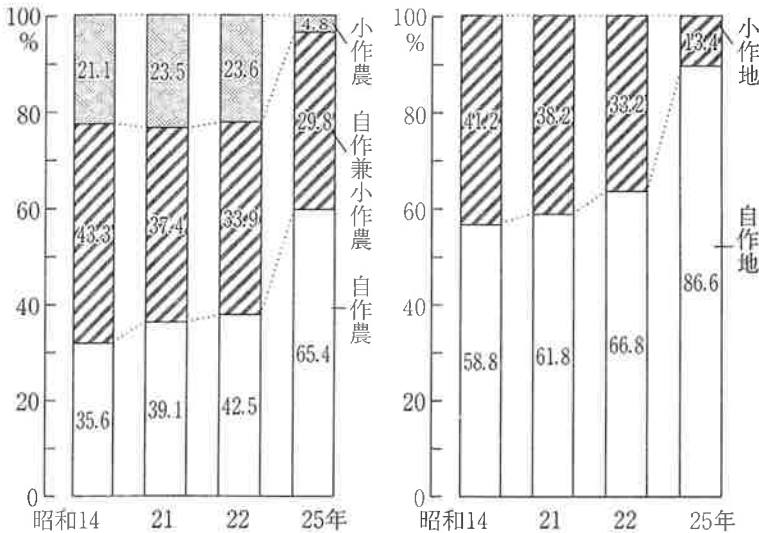
いま、第3

図・第4図で、  
 全国と大分県の  
 農地改革の成果  
 をみると、全国  
 の自作農家率は  
 戦前の三十一割  
 から、改革後の  
 昭和二十五年に  
 は六十二割と増  
 加していること  
 が分かる。

大分県は二十  
 一年に三十八割  
 であった小作地  
 は、二十五年に  
 は十三割に減少  
 し、小作地の約



第3図 全国の自作農家率の推移  
 (『地図対照・日本史年表』・三省堂による)



第4図 大分県の自・小作別農家数および自・小作別耕地面積の推移  
 (『大分県統計書』による)

七十五割が解放されている。また、小作農家も、二十三・六割から四・八割へと大幅に減り、農家の六十五・四割が自作農をなり、農地改革の著しい成果をみる事ができる。

〈農地委員会の成立と農地の買収〉 佐伯市における第二次農地改革の概要を述べよう。昭和二十一年十二月、市町村農地委員会の委員の公選が行われた。この委員は自治体又は地域毎に小作農五名・自作農二名・地主三名の計十名を、それぞれ選出することが定められ、小作農



農地委員の選挙  
 (『大分合同新聞』昭和21年12月26日版による)

の発言力が増大された。

佐伯市においては、旧市内(塩屋大入島・堅田・鶴岡・八幡西上浦)四地区及び昭和三十年(一九五五)合併した旧木立村・下堅田村・青山村に委員会が成立し、小作農委員三十八名・自作農委員十五名・地主委員二十四名が当選した。

この時、鶴岡地区は会長互選に当ってその選任が困難であったので、知事が中立委員一名を選任している。そのため、委員総数は七十八名になった(『佐伯市史』・第8表参照)。

農地委員会の成立によって、いよいよ農地買収計画が進められる段階となった。政府が買収する農地は、次のような内容をもったものである。

第8表 農地委員会

地区	会長名	地区	会長名
鶴岡	勝間田久吉	木立	清杉六治郎
上堅田	天野教一	下堅田	疋田定一
塩屋・大入島	勝間田久吉	青山	染矢類太郎
八幡・西上浦	保田林平		

(『佐伯市史』による)

(1) 不在地主の所有する小作地全部

(2) 在村地主の所有する小作地平均七反(佐伯市・南海部郡は五反)。

(3) 在村地主の所有する七反(佐伯市五反)の小作地と、其の者が所有する自作地の合計面積が平均一町三反を超える場合の小作地(佐伯市・南海部郡は一町八反)。

県・市町村農地委員会の認定で買収できる農地は、買収計画を定める時の現状によって、

(1) 耕地業務の適正でない三町歩を超える自作地。

(2) 仮装自作地。

(3) 耕作業務の適正でない、法人団体の自作地。

(4) 法人団体の所有する小作地。

(5) 不耕作地。

(6) 買収を申し出た農地。

右のような農地を対象として、昭和二十二年三月三十一日に第一回の買収を行い、以後計画にしたがって買収した。

この買収については、地主は農地の価格の低いことや、小作料の統制などを不満として、不法取り上げを行い、

自作地化を図り、買収を免れようとする事態もおこった(「佐伯市史」)。

〔トラブル〕 大分県下では、農地改革にまつわるトラブルも多かった。昭和二十一年から二十六年までの争議は一二〇一件、その六十四が地主による小作料引き上げが原因であり、その半数近くが、二十四年におこっている。

また、市町村農地委員会が受理した異議申立て件数は二十六年までは五八五一件、このうち八一三件は決定を不服として訴願している。こうした事態を受けて、県内で農地委員三十八人がリコールされ、六町村では一部執行、宇佐郡竜王村(安心院町)では二十三年七月総辞職するなど、主として地主側からのトラブルが相ついで<sup>15)</sup>。

佐伯市では、昭和二十一年から二十三年にかけて、地主による小作地の引き上げが九件、その他九件と十八件の小作争議がおこっている<sup>16)</sup>。

なお、認定買収における認定事項・自作農創設特別措置法第五条によって、買収から除外する処理などをめぐる問題などもあり、その解決は困難さをきわめながら、買収は予定どおり進行した(「佐伯市史」)。

第9表 佐伯市の農地買収売渡実績

農地委員会名	買			収			売			
	面積	地主数	対価	面積	売渡戸数	未済面積	対価			
塩入屋地区	三九町	一三七戸	二二七、一一一円	三八町	一三二戸	一町	一一〇、七五一円			
大上田地区	三九	一三五	二二八、二六一	三九	二五二		二二八、二六一			
鶴岡地区	九六	二四三	七二九、〇八七	九六	六一一		七二九、〇八七			
西八幡地区	三三	二八三	一九五、八七二	三三	四四一		一九五、八六〇			
旧下堅田村地区	六七	一九三	五〇七、二二一	六六	三三一	一	四九六、三一七			
旧青山村地区	二二	一〇四	一一五、五六四	二二	一六四		一一五、五五〇			
旧木立村地区	二八	一〇四	二二四、二六七	二八	二〇五		二二四、二六七			
計	三三二	一、一九九	二、二七三、八三三	三二〇	一、二二五	二	二、一〇、〇九四			

(『大分県農地改革史』による)

〈農地の売渡〉 政府は、自作農創設のために、

(1)前記のとおり買収した農地。

(2)財産税として物納された農地、その他政府の所有する農地。

を、つぎの要件を具備した者に売渡した(第9表参照)。

(1)買収の時に、耕作している小作農。

(2)自作農として、農業に精進する見込のある者(佐伯市史)。

〈佐伯市における農地改革の実績〉 佐伯市における農地改革で改革前後の自小作面積の変化をみると、第10表のとおりである。すなわち、小作地の比率が改革前の二

十四・三割から八・九割(全県は約一〇割)に減少し、地主制の廃止と自作農の創設が着実に進んだことを物語っている。

また、小作農家の戸数でみると、農地改革前には、佐伯市には五二四戸の純小作農家があつたが、改革後の昭

第10表 佐伯市の自小作面積の変化

計	農地委員会名	改革前(昭和二〇、二一、二二当時)			改革後(昭和二五、八、一現在)			
		自作地	小作地	合計	自作地	小作地	自作にも小作にも入らぬ農地	合計
	塩屋地区	一九一町	六九町	二六〇町	二三〇町	二八町	八町	二六六町
	大入島地区	一九五	六九	二六四	二二七	三七	〇	二六四
	上堅田地区	一七三	一一五	二八八	二六五	二二	〇	二八六
	鶴岡地区	二五五	七一	三二六	二九〇	三六	〇	三二六
	西八幡地区	二五五	八〇	三三五	三一〇	二五	〇	三三五
	旧下堅田村地区	一六〇	二七	一八七	一七六	一一	〇	一八七
	旧青山村地区	一三六	四〇	二七六	二六一	一五	〇	二七六
	旧木立村地区	一、四六五	四七一	一、九三六	一、七四九	一七三	一八	一、九四〇

(『大分県農地改革史』による)

和二十五年には一六三戸(昭和二十五年二月一日の農業センサス)と減少している。これは改革によって小作地を取得して自作農地としたためである。

〔農地改革前後の小作地割合と解放率の地域差〕 大分県下における農地改革の地域差について、第11表をもとに考えてみたい。

地域別にみると、県北の西国東・直入・玖珠・宇佐郡など、水田に恵まれた地域では、小作地の解放率が高い

ことが分かる。町村別では、四日市町(宇佐市)九十一・九割、封戸村(宇佐市)八十七・二割、河内村(豊後高田)八十九・六割、高田町(豊後高田市)八十九・二割、大神村(日出町)九十一・四割など解放率が高い。これらの地域は、いずれも小作率が高かったため、解放が進み、小作地が激減している。

一方、三重町・南大分地区などでは、小作地の残存割合が高く、解放率も六〇割台にとどまっていることが分

第11表 農地改革前後の小作地割合  
と解放率 (単位：%)

地方事務所	昭和 20年	昭和 25年	解放率
大分県	39.4	10.0	74.5
西国東	47.1	8.4	92.0
高田町	62.6	6.7	89.2
河内村	78.0	8.1	89.6
東国東	32.9	10.6	67.6
速見	42.7	11.2	72.2
大神村	67.7	5.4	91.4
八坂村	79.8	17.3	78.5
大分	45.1	12.9	72.2
南大分地区	74.4	27.3	66.0
日岡地区	78.9	17.5	77.2
北海部	25.6	9.6	62.8
南海部	24.6	9.2	62.5
大野	31.9	10.0	68.5
三重町	67.5	25.1	63.0
直入	39.3	6.3	84.1
玖珠	40.9	8.7	79.9
日田	41.3	9.1	78.1
下毛	42.5	10.2	76.2
宇佐	49.9	10.7	79.7
四日市町	69.8	6.2	91.9
封戸村	69.0	8.8	87.2

(『大分県農地改革史』による)

修正を目標に動き出したが、  
県知事の勧告で解散させられ  
た(「農地改革余話」を参照し  
て下さい)。

また、昭和二十年十一月か  
らは、耶馬溪村・山移村  
(耶馬溪町)、宇佐町(宇佐市)、  
萩村(萩町)などに農民組合が  
つくられ、翌二十一年四月に  
は、これらの組合が日本農民  
組合大分県連合会を結成し、  
農民の生活の安定の向上をめ

かる。

このように、農地改革は必ずしも県下一様ではない。  
地域差が生じたのは、各地で小作関係が異なり、地主の  
改革に対する対処の仕方に相違があったからである。加  
えてこの改革が短期間に実施されたため、改革をめぐつ  
てさまざまな問題がおこっている。

昭和二十二年一月、改革に反対する地主有力者と保守  
政党幹部は、農地協議会を結成して、農地調整法などの

ざした。

地主の妨害などもあったが、改革はすすみ、二十三年  
二月中には予定の一〇五割に達した。農業史上画期的な  
この改革は、二十六年までにほとんど終了した。農村は  
民主化されたが、農業経済の面ではかならずしも近代化  
につながらず、後に問題が残された(「大分の歴史」第9  
巻)。



農地改革（大分県の地主協議会の結成） 県下の地主

余 話を集めた県農地協議会の結成式が、昭和二十二年の一月二十六日、大分市の大道国民学校講堂で開かれた。事務局長で速見郡の地主代表・阿部登が「農地改革法は天下の悪法である。地主は反対に立ち上がるときだ」と激しい口調であいさつ、座長に植木善雄を選んで、議事に入ろうとした。

待ち構えたように、会場から「座長」の声。その男は立ち上がると「阿部さんのあいさつは、日本の民主化にブレーキをかける発言だ。こういうあいさつではじまる本大会は、ファッショ的なものだ」とつめよった。会場は意表をつかれ、しばらくは男の発言に沈黙したが、「お前はだれだ」「退場しろ」のヤジが猛然とわいた。男はその中で「座長、あなたは農地改革に反対なのか」と切り込んだ。

植木は、アメリカが日本政府を通じて断行している農地改革に、決して反対していない。だが、実際に実行される農地解放は、地主の生活権をおびやかそうとしている。

県下の地主が所有できる田畑は、宇佐・大野・直入各郡と中津市で七反（地主が自作する場合が二町四反）、速

見・大分・玖珠・下毛の各郡は六反（地主が自作する場合は二町一反）、そのほかの郡市は五反（地主が自作する場合一町八反）だけ。それに、二十二年三月に施行される農地調整法と自作農創設特別措置法は、二十年十一月にさかのぼって適用される。

戦争で疎開したり、出征や徴用で土地を離れた地主は、不在地主として土地を買い上げられる。しかも、買い上げ価格は十六年、政府が自作農を奨励した際に定めた価格。一反七百円―八百円とべら棒に安い。インフレ時代の二十二年だから、一反一万二千円が妥当。農地解放は、地主に無情このうえもない。植木が地主協議会をつくったのも、地主の立場を県や政府にわかってもらうためだったし、その男の質問にも、この考えを纏々説明した。

「わかった」男は腰をおろしかけた。「待て」会場から声がかかった。「お前は共産党だろう。偽名を使っている」騒然となった。宇都宮則綱と蜷木稔が、男の手を両方からむずとつかんだ。地主たちがぐるりと取りまく。西田一夫と偽名した男は、日本農民組合県連合会書記長・橋本正徳だった。

小作人の立場にたつ農民組合を代表して、敵状視察に

もぐり込んだのだ。地主たちはいまにもつかみかかろうとする。みんなにつつかれながら、橋本は演壇に引きずり出された。「ここにすわれ、大会がすむまで外には出さん」植木に肩を押えつけられ、橋本はしぶしぶ演壇にすわった。この大会で、地主所有地に対する地主耕作権、所有権の選択権、分家の耕作権をそれぞれ認めよ、農地買取価格の修正、地主の転業資金支給などを決め、地主の氣勢は大いにあがった。

〈県地主協議会の強制解散〉 数日後、植木は大分検事局から出頭命令を受けた。橋本が暴行傷害と不法監禁で告訴したのだ。告訴は演壇で暴行をうけ、四十分も壇上にすわらされ、左腕に三日間の傷をうけ、シャツは破れ、ネクタイはとんでしまったというもの。「そんなバカな。私ほもみくちやになる橋本さんを救った」植木も負けておらず、検事にくつつかかかった。告訴は不起訴となった。ある日植木は、知事の細田によばれた。知事室に行くと、大分米軍政部の司令官と副官が、じろりと植木をにらんだ。「地主の運動をやめろ」告訴事件が米軍を刺激したようだ。

「米軍は日本にデモクラシーをひろめている。それな

ら、地主にも自由な意見をいわせてもよいはず」植木はそういうと、細田に同意をもとめた。細田はちよつと返答につまんだが「米軍の命令です。やめて下さい」と弱りはてたようです。「これ以上やれば、占領軍の政策違反でひつばる」副官がとどめを刺す。気のすすまぬままに、地主協議会の解散届をその場で書いた。

植木は五年の雌伏をしいられた。二十七年、やつと全国農地犠牲者連盟を組織、これは全国農地解放者同盟に発展して、地主補償に大きな力となった(「激動二十年」)。(以下次号)

#### 【注】

(12) 『大分の歴史』第9巻(大分合同新聞社 昭和五十四年)

(13) 『大分県史』現代編Ⅰ(大分県 平成二年)

(14) (13)に同じ

(15) 『大分県農地改革史』(大分県農地改革史編さん委員会 昭和二十七年)